

熊本県地域警察の運営に関する訓令の運用について（通達）

平成 7 年 3 月 28 日

熊地甲第 633 号

〔沿革〕 平成 12 年 9 月熊地第 1747 号改正

【概 要】

熊本県地域警察の運営に関する訓令(平成 7 年熊本県警察本部訓令甲第 7 号)の制定に基づき、地域警察の運用等に関する解釈及び留意事項等を定めたものである。